

令和元年度 活動報告書

月 日	内 容	参加者
2019年5月24日	<研修> 幼児教育・保育「無償化」と保育行政 主催：保育研究所 会場：全国理容生活衛生同業組合連合会ビル 9階会議室 内容：講義1 保育制度の基本、近年の政策動向と「無償化」 講義2 子ども、子育て支援法改正法 －概要法的問題、自治体課題など 報告：①認可外施設、ファミサポを「無償化」対象にする影響 ②幼児教育、保育の「無償化」と給食問題について ③無償化と公立保育施設の統合、再配置、民営化	安徳 壽美子
2019年8月8日	<研修> 「無償化」・規制緩和策の影響と自治体の保育・学童保育行政 主催：保育研究所 会場：全国町村議員会館2階大会議室 内容：講義1 幼児教育、保育の「無償化」と自治体の課題 報告：①認可保育施設を「無償化」対象にする影響を考える ②幼児教育、保育の「無償化」と食材問題 ③先行自治体の状況	安徳 壽美子
2019年8月23日 ～ 24日	<研修> 第11回生活保護問題議員研修会 共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会 協力：にいがた公的扶助研究会 会場：新潟県立大学	安徳 壽美子

	内容： ・ 基調報告：生活保護の現状と改革の論点～地方は 何ができるか ・ ミニシンポ：地方から生活保護行政は変えられる！ ・ 特別報告：福祉事務所における自立支援の取組み 分科会：生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子 どもへの支援を中心に 講演：元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得 まとめ：地方から、どう生活保護行政を変えるか	
--	--	--

<研修会の報告>

<テーマ>幼児教育・保育「無償化」と保育行政	
<研修日>2019年5月24日（金）10:00～16:30	
<会場>全国理容生活衛生同業組合連合会ビル9階会議室	
講義1	保育制度の基本、近年の政策動向と「無償化」 逆井直紀 — 保育研究所常務理事
講義2	子ども・子育て支援法改正法 — 概要、法的問題、自治体課題など 田村和之 — 広島大学名誉教授
報告と討論	「無償化」の影響と自治体保育行政 ① 認可外施設、ファミサポを「無償化」対象にする影響 寺町東子 — 弁護士、社会福祉士、保育士 ② 幼児教育、保育の「無償化」と給食問題について 保育所給食政策の後退を許さず、拡充への歩みへ 村山祐一 — 元帝京大学教授、保育研究所所長 ③ 無償化と公立保育施設の統合、再配置、民営化—町づくりの視点から 対応を考える 奥野隆一 — 大阪保育研究所
所感 保育制度の基本である、法的根拠は児童福祉法24条1項—保育の提供は市区町村の責任。最低基準をもとにした認可保育所による保育の提供が原則。 こども子育て支援新制度の導入により様々な課題があるなかで、こんどは「無償化」がはじまるが、財源においても対象児童においても給食費を「無償化」の対象外にしている点など問題点が多く指摘されています。 実施前に様々な課題を整理し、研修することで北上市において、どうすれば子ども達の発達を保障できるのか考えなければならぬと思いました。 今回の研修時点では、まだ国の方針が具体的に示されていない部分もあり、ひき続き国の動向を見ていく必要があります。	

<研修会の報告>

<テーマ>「無償化」・規制緩和策の影響と自治体の保育、学童保育行政	
<研修日>2019年8月8日(土) 11:00～16:45	
<会場>全国町村議員会館2階大会議室	
講義1	幼児教育、保育の「無償化」と自治体の課題 逆井直紀 — 保育研究所
報告と討論	① 認可外保育施設を「無償化」対象にする影響を考える 阿部一美 — 赤ちゃんの急死を考える会 ② 幼児教育、保育の「無償化」と食材費問題 村山祐一 — 元帝京大学教授、保育研究所所長 ③ 先行自治体の状況 実方伸子 — 保育研究所
講義2	学童保育(放課後児童クラブ)の状況と課題 木田保男 — 全国学童保育連絡協議会
所感	保育制度の課題として①待機児童の解決、②保育士の処遇改善、③保護者負担の軽減、④保育の質の確保・向上があげられると思います。 研修の中で待機児童数は2018年4月1日現在全国で19,895人。隠れ待機児童数(保護者が望むところで預けられていない待機児童)は約7万人といわれています。 2015年度新制度導入以降小規模保育等地域型保育、認定こども園により受入れ拡大が図られてきているが、保育環境等受入れ事業所により保育基準が緩和されたことによる保育の質の確保に疑問がつのります。 保育士の処遇の改善がなかなか進まないのも国の職員配置基準や賃金単価の低さにあります。 保育士の増員や賃金単価を引き上げることは国がやるべき政策だと思います。 「無償化」は認可外施設にも拡大されるが、子どもの命を守る観点から認可化へ移行するよう支援を強めることが安心の子育て保育につながるものだと思います。 給食費の実費徴収問題については各自治体で支援策が図られているが、住む地域で支援の内容が違ってくるのはやはり問題だと思います。 自治体の役割として、子どもの最善の利益の観点から子どもに悪い影響が及ばないようにしなければならないと思います。 今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

第11回生活保護問題議員研修会報告

研修日：2019年8月23日（金）13：00～8月24日（土）15：00

会 場：新潟県立大学

主 催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究所

協 力：にいがた公的扶助研究会

研修テーマと講師

生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか

吉永 純 花園大学教授

地方から、生活保護は変えられる（ミニシンポ）

櫻井 啓太 立命館大学準教授

加藤 和永 小田原市企画部企画政策課

塚田 崇 小田原市健康福祉部福祉政策課

和久井みちる 小田原市生活保護行政のあり方検討委員

小久保哲郎 弁護士

福祉事務所における自立支援の取り組み

箕輪 亜由美 見附市教育委員会子ども課

生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に

仲野 浩司郎 社会福祉士、全国公的扶助研究会運営委員

元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得

今井 伸 十文字学園女子大学人間生活学部教授

地方から、どう生活保護行政を変えるか

尾藤 廣喜 弁護士

<所感>

格差が広がり、貧困層の増加にもかかわらず、生活保護の制度が改悪されてきています。行政の体制も改善されず、小田原市では「ジャンパー事件」もおきました。

これらをどう捉えればいいのか、どう改善が図られてきたのか、参考にできればと思いました。

今回は生活保護行政に対し、「地方として何ができるか」が深められた充実した研修会でした。

冒頭の吉永純氏による基調報告も「地方」に光をあてられたものでした。生活保護基準の引き下げ判決が山場を迎え、一面有利な状況も報告されながら、さらなる引き下げもおこなわれたこと。

そんな中、新たに自動車の保有や大学進学問題で情勢の変化がおきていること。それをどう変えていくべきか。「地方に何ができるか検討しよう」と提起され、新しい動きを学ぶことができました。

「地方から変えられる」実践を示した例の一つが小田原市です。

生活保護担当職員が「保護なめんな」という不適切な表記をしたジャンパーを10年間にわたり着用して業務に従事していたこと。それが発覚したのが平成29年です。問題として全国に広がったことを契機として、小田原市の中に検討会がもたれてきました。

保護利用者の権利を守ること。それを前提にした上で保護担当職員たちの置かれた環境はどうであったか。一番簡単で安易な方法は、全ての責任、そして改革案を担当職員に押し付けることです。しかしこれでは本当の意味で問題は解決になりません。

小田原市は責任を職員に押し付けることに終わらず、もっと掘り下げていきました、

問題が起きた背景、本来あるべき業務にケースワーカーが専念できるための条件はどうだったのか。そこにもメスを入れ、あらゆる人間の尊厳を守るところに視点をおきました。

そして組織改革を行い、誰もが生きていく価値ある社会の実現につながるよう、可能性を示していくことに努力が注がれました。

この問題を全庁的な課題として位置づけ、検証と改善方策の検討に取り組むよう指示された市長も立派な方だと思いました。

それが研修会の初日にミニシンポとして報告され、感動的なものでした。

「生活保護行政のあり方検討会」が立ち上げられ、短時間でしたが熱心な議論が積み上げられたそうです。

その運営や報告書のとりまとめに当たられた方、生活保護行政の改善に取り組んだ方、お二人は現役の市の職員の方々です。学者はもちろんのこと、保護の利用者の方も検討会のメンバーとして加わり、その役割を果たされています。

もう一つは堺市の例の報告もありました。若手ケースワーカーの発案で生活保護世帯の大学生等の実態調査を行って国の制度改善につながっていることなどです。

地方の取り組みで、生活保護行政が変えられるという元気を与えてくれたミニシンポジウムでした。

翌日は「生活困窮者「自立支援制度の現状と課題～子どもの支援を中心に」に出ました。

北上市子どもの生活実態調査から貧困の実態が明らかになり、子どもへの支援がどのように実践されているのか学ぶことができました。

羽曳野市の取り組みでは、生活困窮支援庁内ネットワークや地域ネットワーク、更に子どもの問題での情報共有を図るために教育、福祉の連携会議が設置されていました。

子ども食堂の多様な実践や夕刻を支える場活動の紹介も今後の取り組みへの参考になりました。

新発田市の取り組みでは、子どもの学童、生活支援事業、特に高校生相談支援事業を直営で実施されている。5年目を迎えて、課題も明らかにしていきながら、進路や学習など切れ目のない支援体制がつくられていました。

北上市での取り組みにも大いに参考になりました。

また、最終日の今井氏は現在大学教授ですが、最近まで福祉事務所長を務められた方です。

「議会質問の心得」と題した講演で、「制度の運用」と「現業員の不足」が問題になっており、「福祉事務所におけるサービスの質と実施体制の量の双方の確保が必要」と強調され、経験された方にしかできない内容で、とても参考になるものでした。